

平成28年度 第2回香取市農業委員会総会議事録

平成28年5月20日

5月20日（月）香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
- 日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 報告第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について
- 日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第8 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
- 日程第9 報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	松	枝	和	夫	2番	越	川	定	勝	
3番	富	澤	克	彦	4番	寺	島	美	幸	
5番	飯	森		孝	6番	片	野	壽	夫	
7番	海	老	澤	武	8番	高	松	多	可	史
9番	鵜	澤	幹	司	10番	林		藤	江	
11番	菅	谷	樹	雄	12番	内	山	勝	己	
13番	篠	塚	正	悟	14番	高	木	甚	一	
15番	伊	藤	は	つ	子	16番	高	木	重	樹
17番	伊	藤		寛	18番	栗	林	利	男	
19番	大	須	賀	常					政	

1. 欠席委員 なし

1. 事務局職員出席者

事務局長	八	本	栄	男	管理班長	飯	田	利	彦
農地班長	越	川	泰	克	副主幹	林		光	夫
主任主事	佐	々	木	卓	也				

開会 午後 2時48分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、19名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成28年度第2回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、4番 寺島美幸委員、16番 高木重樹委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第9 報告第3号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成28年5月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号2番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号3番および4番は関連案件であります。

お互い耕作の利便性向上と合理化を図るため、農地を交換するものであります。

整理番号5番、農業後継者である譲受人が親より贈与を受けるものであります。

以上、5件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班 班長 高木甚一委員。

1 4番高木委員 それでは、事前審査会の報告を申し上げます。

去る、5月12日、木曜日午後1時30分より市役所4階会議室において、第2班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は5件であります。

案件については、それぞれ写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について、報告いたします。

整理番号1番から5番まで審査した結果、議案第1号の案件については、農地法第3条第2項の規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件も満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。したがって許可は妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番、2番の2件について、1番 松枝委員。

1番松枝委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人の自作地に隣接し、利便性の良い農地のため、売買にて譲り受けるものです。今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしてお

り許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、現在、遊休農地となっている申請地について、譲受人が売買にて所有権移転後、営農再開を希望しているものです。現状よりも、適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、3番、4番の2件について、16番 高木委員。

16番高木委員 整理番号3番、4番について、関連がありますので一括して、調査等を行った結果をご説明申し上げます。

この申請は、相互に自作地に近い農地を交換により取得し、耕作の利便を図るものです。整理番号4番の申請地は、現在、老朽化したビニールハウスが設置してありますが、譲受人が撤去し、田に復元する意向です。

農地交換後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、5番について、17番 伊藤委員。

17番伊藤委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子関係であり、譲渡人である父が高齢のため、農業後継者である息子に贈与するものであります。

同一世帯内での権利移動であることから、譲受後も良好な農地の維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。

下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。平成28年5月20日提出、香取市農業委員会
会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番および2番は関連案件であります。

譲受人の砂利採取事業期間延長に伴う、砂利搬出路用地の一時転用期間の変更であり、砂利採取計画も期間延長を認可済みであります。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班 班長 高木甚一委員。

1 4番高木委員 議案第2号 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は2件であります。

整理番号1番および2番について、書類等で審査をした結果、山砂採取事業の延長に伴う一時転用期間の更新であり、実効性等問題ないとの意見でした。

したがって、議案第2号については農地法第5条計画変更承認申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いします。

整理番号1番、2番の2件について、1番 松枝委員。

1番松枝委員 整理番号1番、2番は関連案件となりますので、一括して、現地調査等を行っ

た結果を説明申し上げます。

場所の説明ですが、場所は国道 356 号線の大倉側高神社の手前を右折して山の方に上がって行って 500 メートル位道なりに行った所が現地の場所です。

譲受人は、山砂採取を営む会社であり、計画地は山砂採取事業の搬出路用地とのことです。

事業については、平成 28 年 6 月 30 日を工事完了期間としておりましたが、全体区域の拡張に伴い、工事完了期間の延長をするものです。

この申請は、農地法第 5 条第 1 項の許可申請要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 2 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第 3 議案第 3 号

議 長 日程第 3 議案第 3 号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第 4 条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成 28 年 5 月 20 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号 1 番、専用住宅用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断されます。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班 班長 高木甚一委員。

14番高木委員 議案第3号 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第4条の案件は1件であります。

案件について、書類等で審査をした結果、実効性等は問題なく、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号1番について、説明をいたします。

まず、申請地ですが栗源へ向う県道に元の〇〇〇〇の〇〇〇がありますが、その前を右に入って約〇キロ位の〇〇〇地区の集落の中にある場所でございます。

申請人は兼業農家であり、現在子どもと同居しておりますが、子どもの成長に伴い手狭となったため、申請人夫婦は、隣接地に住宅を建築し、既存家屋を子どもへ譲り渡す計画です。

用水については井戸水を利用し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流します。さらに、道路側溝から河川に流出しますが、関係の組合の同意も得ております。

隣接農地所有者の同意も得ており、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成28年5月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。議案の概要を説明します。

整理番号1番、転用を伴う所有権移転で長屋住宅用地とのことです。

申請地は、都市計画用途地域内の第1種住居地域であり、第3種農地であります。

なお、土地改良関係で八丁面土地改良区の同意を得ており、他法令関係は香取市宅地開発事業指導要綱に基づく宅地開発事業について、担当課と事前協議中ではありますが、事前着工により始末書添付案件であります。

整理番号2番、転用を伴う所有権移転で、倉庫用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。

なお、土地改良関係で香取市東部土地改良区の同意を得ております。

整理番号3番から整理番号5番までは関連案件です。

一時転用を伴う使用貸借権設定で、東京電力の送電線用鉄塔の移設に係る資材等の搬入路用地とのことです。

農地区分は整理番号3番が農振農用地のため、先ほど説明しました許可例外事由のCに該当、整理番号4番および5番につきましては第1種農地のため許可例外事由Dに該当すると判断します。

なお、送電線用鉄塔の農地への移設につきましては、第1種電気事業社である東京電力が行うため、農地法施行規則第53条第11号の規定による転用のための権利移動の制限例外に該当するため転用許可は必要ありませんことを申し添えます。

整理番号6番、転用を伴う所有権移転で、テナント用地とのことです。

申請地は、都市計画用途地域内の第1種住居地域であり、第3種農地であります。

なお、土地改良関係で両総土地改良区の同意を得ております。

整理番号7番、転用を伴う賃借権設定で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。

以上、7件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班 班長 高木甚一委員。

14番高木委員 議案第4号 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は7件であります。

このうち、整理番号3番から5番については現地調査を行い、その他の案件については書類により審査を実施いたしました。

審査結果について、報告いたします。

整理番号3番から5番については、東京電力の送電用鉄塔移設に係る工事資材等の搬入路として一時転用するものであり、特に問題ないとの意見でした。

また、その他の案件についても書類等で審査した結果、実効性等問題なく、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番、2番の2件について、5番 飯森委員。

5番飯森委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇手前の〇〇〇〇〇〇〇〇の裏の住宅地、新興住宅がある所でございます。

譲受人は〇〇〇であり、より安定した収入を得るため、住宅地に長屋住宅を建築する計画です。

用水は水道、汚水・雑排水は市下水道本管へ接続し放流、雨水は集水桝等により集め、市道側溝へ放流とのことです。

隣接農地所有者へも説明済みで、了解を得ており、資金計画・造成計画についても適切であ

と思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、整理番号2について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇区の〇〇の信号の所を右折して入った所の住宅街の中にあります。

譲受人は、〇〇〇〇をしており、既存住宅用地に隣接する申請地を拡張し、倉庫を建築する計画となっております。

隣接農地所有者へ説明をし、同意を得ており、資金計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、3番、4番、5番の3件について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号3番から5番について関連案件となりますので、一括して現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

まず、整理番号3番、4番の場所なのですが、元の〇〇〇〇〇〇〇〇の前を〇〇メートルほど行きますと、右に〇〇〇〇〇〇さんがいます。その前、反対側ですね、左側に入って〇〇メートルほど入った所が3番、4番の場所でございます。

そして、整理番号5番は、元の〇〇〇〇〇〇〇〇の前を右に入って〇キロほど行った場所にあります。

譲受人は、〇〇〇〇を営んでおり、老朽化した〇〇を建て替えるため、使用貸借権を設定し、申請地を搬入路として一時転用する計画となっております。

隣接農地所有者は譲渡人で同意を得ており、資金計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、6番について、7番 海老澤委員。

7番海老澤委員 整理番号6について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所でありましてけれども、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇線、〇〇〇〇〇〇〇〇の駐車場の隣接地です。

譲受人は、〇〇〇業を営む法人であり、遊休農地を活用し、安定した収入を得るため、申

請地に店舗を建築する計画となっております。

店舗は市水道を利用し、雑排水は市下水道本管へ接続することです。隣接農地所有者の同意も得ており、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題はないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、7番について、17番 伊藤委員。

17番伊藤委員 整理番号7について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇線の線状に〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇というのがございます。その〇〇〇〇から〇〇メートル位行った所でございます。向かって行くのは〇〇集落内の方へ向かって行った所でございます。

譲受人は太陽光発電事業を営む法人であり、適した土地を探していたところ、賃借権設定を受けることができた申請地に太陽光発電施設を設置する計画です。

雨水は敷地内浸透で隣接農地所有者へ説明のうえ、同意も得ております。また、資金計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成28年5月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

平成28年度第2次農用地利用集積計画1番から93番までの申請であります。

議案書の9ページから49ページです。

所有権移転3件、13,273㎡で、うち田が10,735㎡、畑が2,538㎡であります。

次に、使用貸借権設定の新規4件、3,797㎡、うち田が917㎡、畑が2,880㎡であります。

次に、賃借権設定の新規67件、262,034㎡、うち田が234,586㎡、畑が27,448㎡であります。

再設定5件、28,617㎡、うち田が26,348㎡、畑が2,269㎡であります。

次に、農地中間管理機構分について、賃借権設定で新規14件、76,603㎡で、すべて田であります。

以上、93件の第2次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議ほど、よろしくをお願いいたします。

議長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る議案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第5号1番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号1番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第5号1番について、原案のとおり決定いたします。

○番 ○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 同じく議案第5号15番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号15番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議案第5号15番について、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号の2件を除く91件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の2件を除く91件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号の2件を除く91件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議長 日程第6 議案第6号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成28年5月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

賃借権の設定、新規17件、76,603㎡で、すべて田であります。

以上、17件の農用地利用配分計画については、農用中間管理事業法第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 議案第6号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る議案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

議案第6号11番、13番、15番の3件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号11番、13番、15番の3件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第6号11番、13番、15番の3件について、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第6号の3件を除く14件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第6号の3件を除く14件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第6号の3件を除く14件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第8 報告第1号から報告第3号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成28年5月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は1件であります。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。平成28年5月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、20件であります。

報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成28年5月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、2件であります。

以上、報告いたします。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時30分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人